

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件二件 五四〇
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があつた件 五四〇
 - 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 五四〇
 - 保安林の指定施業要件を変更する件 五四〇
 - 道路の供用を開始する件 五四〇
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五四〇
 - 指定納付受託者を指定した件 五四〇
 - 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 五四〇
- 正誤**
- 令和六年七月九日付け定例第四百九十五号中 五四〇

告示

福島県告示第六百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年十一月二十二日から令和七年三月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）アクロスプラザ大原 福島県いわき市小名浜大原字東田六十六ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

福島県知事 内堀雅雄

称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
 - 代表者の氏名 代表取締役 伊藤 光博
 - 住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十一号
 - 名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
 - 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
 - 名称 株式会社ナフコ
 - 代表者の氏名 代表取締役 石田 卓巳
 - 住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 名称 株式会社大創産業
 - 代表者の氏名 代表取締役 矢野 靖二
 - 住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
 - 名称 株式会社マツモトキヨシ東日本販売株式会社
 - 代表者の氏名 代表取締役 多田 将一
 - 住所 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号
 - 名称 株式会社ヨークベニマル
 - 代表者の氏名 代表取締役 大高 耕一路
 - 住所 福島県郡山市谷島町五番四十二号
 - 名称 株式会社ナフコ
 - 代表者の氏名 代表取締役 石田 卓巳
 - 住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和七年六月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一万百十平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 六百八十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 五十九台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 二百八十八・零平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 七十四・八六立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社大創産業

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(二) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十時

(三) 株式会社ヨークベニマル

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(四) 株式会社ナフコ

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 八箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和六年十月二十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年十一月二十二日から令和七年三月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) エイトプロいわき店 福島県いわき市平塩字古川五十二番ほか

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社明都郷

代表者の氏名 代表取締役 高萩 阿都志

住所 福島県いわき市平塩字古川一番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ダイユーエイト

代表者の氏名 代表取締役社長 柳沼 忠広

住所 福島県福島市太平寺堰ノ下五十八番地

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年七月十三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 五台

3 荷さばき施設的位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 三十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 二十・八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前六時三十分

閉店時刻 午後九時三十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和六年十一月十三日

福島県告示第六百二十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年十一月十四日次のとおり指定した。

令和六年十一月二十二日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀雅雄

売りさばき所の名称

及び所在地

高野 純一 福島市南矢野目字 令和六年十一月二十八日から

道下三〇番地の四 令和一年九月三〇日まで

島御山店

福島市御山字上原六番地の一

(出納総務課)

福島県告示第六百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、納入通知書によるキャッシュレス決済等収入に係る指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年十一月二十二日

一 指定納付受託者の名称及び所在地

Pay Pay 株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番二号

二 指定納付受託者に指定した日

令和六年十一月一日

福島県知事 内堀雅雄

(出納総務課)

福島県告示第六百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者(同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)に委託した。

令和六年十一月二十二日

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番二号

LINE Pay 株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一号

リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号

株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目五番五号

KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

福島県知事 内堀雅雄

楽天ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号

株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八

株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二一十一号

山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南二丁目八番二十七号

指定公金事務取扱者に指定した日

令和六年十一月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

納入通知書によるキャッシュレス決済等収入

指定公金事務取扱者に委託した日

令和六年十一月一日

(出納総務課)

正誤

○令和六年七月九日付け定例第四百九十五号中

ページ	段	行	正	誤
三五七	上	一一	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	立木の伐採の限度